

狭山事件の再審を求めてはがきで東京高裁と東京高検に要請しよう

狭山事件とは 1963 年 5 月 1 日、埼玉県狭山市で女子高校生が学校帰りに行方不明となり、殺された事件です。警察は 40 人もの警官を張り込ませながら、身代金を取りに現れた犯人を取り逃がすという大失態を犯しました。当時、東京でおきた吉展ちゃん事件でも犯人を取り逃がしていた警察は、世論の大きな非難をあびました。捜査にいきづまった警察は、付近の被差別部落に見込み捜査をおこない、石川一雄さん（当時 24 歳）を別件逮捕し、1 ヶ月にわたり警察の留置場で取調べ、ウソの自白をさせて、犯人にでっちあげました。

狭山事件では、被差別部落住民を犯人視する差別意識や、予断と偏見にもとづいた捜査が冤罪をひきおこしました。私たちは狭山事件の公正な裁判—再審開始を求めます。

2006 年 5 月 23 日、狭山弁護団と石川一雄さんは、東京高裁第 4 刑事部に第三次再審請求を申し立てました。2007 年には 100 万筆を超える署名を提出。2008 年 10 月 15 日、石川さんはジュネーブの国連自由権規約委員会で無実と証拠開示を訴えました。2008 年 10 月 30 日、国連自由権規約委員会が日本政府に「証拠開示」を勧告。

2009 年 9 月 10 日、32 年ぶりに三者協議。12 月、第 2 回目の三者協議で門野

裁判長が東京高検に 8 項目の証拠開示を勧告。2010 年 5 月、第 3 回三者協議で東京高検が 5 項目 36 点の証拠開示。この中に実に 47 年ぶりに明らかになったのが、1963 年 5 月 23 日の逮捕当日に石川さんが書いた上申書が含まれていました。（「狭山事件の新証拠」参照）

2014 年 8 月 20 日には第 19 回の三者協議が行われました。弁護団や、支援者の皆さんの粘り強い闘いの中で現在 136 点の証拠が開示されています。

第 3 次再審になり、狭山の闘いも、大きな広がりを見せています。高裁前での狭山アピール行動も粘りつよく続けられています。高裁には多くの方が狭山再審を訴えています。「SAYAMA みえない手錠をはずすまで」も全国各地での自主上映、映画館上映と広がり、英語字幕入りも完成、世界に羽ばたこうとしています。

狭山事件は、今大きな山場にあります。どうか、「三次が最後、三次で勝利を」という石川さんの訴えにどうか耳を傾けてください。「証拠開示」「事実調べ」「再審開始」がされ、狭山事件の再審が行われるように東京高裁や東京高検に要請はがきを送りましょう。